

令和5年度求職者・潜在的労働力の就労支援業務
企画提案仕様書

1 業務の目的

青森県が設置する「青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）」及び地方拠点において、女性をはじめとする潜在的労働力及び求職者一人ひとりに寄り添ったカウンセリングやセミナー等を行いながら、多様な働き方、多様な人材の活躍を推進し、就労支援体制を強化する。

2 実施場所

(1) ジョブカフェあおもり（青森市安方 1-1-40 青森県観光物産館アスパム 3階）

(2) 地方拠点（3か所）

ア サテライトスポット弘前（弘前市駅前町 9-20 ヒロロ 3階）

イ サテライトスポット八戸（八戸市内丸 1-1-1 八戸市庁別館 1階）

ウ サテライトスポットむつ（むつ市中央 1-8-1 むつ市役所庁舎内）

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 業務実施日及び時間

(1) ジョブカフェあおもり

次のア～オに掲げる日を除き、いずれも午前8時30分から午後5時15分までとする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

エ アスパム休館日（1年のうち連続する3日間程度）

オ その他県が必要と認める日

(2) 各サテライトスポット

次のア～エに掲げる日を除き、いずれも午前9時から午後5時までとする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

エ その他県が必要と認める日

5 業務内容

(1) 女性専用相談窓口による相談対応

- ア ジョブカフェあおもり内に女性専用相談スペースを設置するとともに、相談対応に必要な人員を配置し、個別カウンセリングを行う（カウンセリングのアフターフォローを含む）。なお、本業務では就職のあっせんは行わない。（例：コーディネーター1名）
- イ ジョブカフェ内において、職業適性診断の結果分析等を行う。
- ウ その他必要に応じて、就職情報の提供を行う。
- エ 離職者及び離職しようか悩んでいる相談者については、可能な限りその背景と離職理由（離職しようと考えている理由）を把握した上でカウンセリングを行う。
- オ カウンセリング記録を作成し、管理する。
- カ カウンセリング利用者の進路決定状況の把握を行う。
- キ ジョブカフェあおもりホームページ内の女性就労支援情報（女性就労支援ホームページ）及び情報発信ツールにおいて掲載情報の更新・情報発信等を行う。
- ク 職業訓練やリカレント教育等再就職支援制度の活用やデジタル技術の習得や仕事への活用等を促すセミナーを、ジョブカフェあおもりで開催する（年間12回程度）。なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合等に備えた対応を検討すること。
- ケ 女性をはじめとする潜在的労働力及び求職者が参加するイベント等に相談窓口を設置し、就労相談や意識啓発等を行う（年4回程度）。
- コ 女性就労支援のための連絡会議等への参画及び関係機関との連携推進を図る。

(2) 地域拠点の体制・支援内容の強化

ジョブカフェあおもり内に新たにスタッフを2名配置し、県内3サテライトスポット（弘前・八戸・むつ）において、巡回によるカウンセリング（月2回以上）、セミナー等（年間36回以上）を実施し、女性をはじめとした潜在的労働力の掘り起こし及び就労支援を行う。

(3) 広報

- ア 多くの女性の就労支援及び各事業の周知につながるような効果的・効率的な広報を行う。
- イ 各事業について、報道機関へプレスリリースする前に、県に対し事前報告する。

(4) 各種調査・分析

随時利用者やセミナー参加者等へアンケートを実施し、集計・分析するなど、満足度の向上と効果的・効率的業務の実施に努める。

6 コーディネーター等の配置

カウンセリングを行うにあたっては、次の事項を留意の上実施する。

(1) スタッフ体制

- ア キャリア・コンサルタント有資格者を本業務の責任者として配置すること。
- イ カウンセラーをバックアップする体制を整え、出張等で不在等の日は、電話相談等に対応できる代わりのスタッフを配置すること。
- ウ 業務に支障を来さないようなシフト体制とし、毎月25日までに翌月の勤務表を作成し提出すること。なお、大きく変更のある場合は再提出すること。

(2) カウンセラーの要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア キャリア・コンサルタント有資格者で若年者に対するカウンセリング経験が1年以上の者であること、または、それと同等の能力があると認められる者
 - ※1 キャリア・コンサルタント有資格者等については、「資格認定証」等の資格証明を添付すること。
 - ※2 「同等の能力があると認められる者」については、県が個別に内容を確認する。よって、個々の状況がわかるよう任意の書式により補足説明書類を添付すること。
- イ 若年者就職支援機関であるヤングハローワーク等の職員等と十分なコミュニケーション、協力・信頼関係を築くことができ、円滑かつ効率的な業務遂行が可能な者
- ウ 利用者に対して、公平かつ公正に相談に応じることができる者

(3) カウンセリングの質の向上・維持

カウンセリングの質の向上・維持のための適切な教育訓練・研修を計画・実施すること。

なお、研修等にかかる費用については、原則として受注者の負担において実施すること。

7 目標値の設定・業務報告

本業務の実施にあたっては、受注者が独自に目標値を設定し、事業スケジュールを作成するとともに、目標値及びスケジュールの進捗管理を徹底し、県に対して随時報告を行い、評価・指導を受け、円滑な事業の実施に努めること。

(1) 調査・分析・報告

- ア 毎月の状況を取りまとめ、翌月の10日までに別に定める様式に委託業務の実施状況を記載し、県に報告すること。
- イ 各事業について、報道機関へプレスリリースする前に、県に対し事前報告する。
- ウ 業務が完了したときは、業務完了報告書を速やかに県に報告すること。
- エ また、クレーム処理簿を作成し、業務完了後にその内容を県に報告すること。重要案件については、随時報告をすること。

(2) 進捗状況の確認等

業務の実施にあたっては、常に目標値及び事業スケジュールを意識すること。

数値が下回る場合、その他現行の業務実施に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、県と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

なお、目標値又は提案があった事業計画のいずれかが未達成で受注者の積極的な改善が図られなかったと県が判断した場合には、委託料を減額することがある。

8 事業経費

事業の事業経費で措置することのできる経費は以下のとおりとする。

(1) 人件費

ア 求職者・潜在的労働力の就労支援業務を行うために配置する職員の人件費

イ アに係る諸税及び法定福利費事業主負担分

※ 出勤簿、業務日誌等を作成し、本事業に従事したことを明らかとすること。

※ 本事業以外の事業を兼務する職員については、業務日誌等により、本事業に専ら従事したことが明確に確認できる部分に限り措置する。

(2) 旅費

本事業のために支出したものが明らかなものに限り対象とする。

領収証等（金額確認）および出張申請・報告・復命書（内容確認）を必要とする。

(3) 事業の実施に必要な謝金・費用弁償

(4) 事業の実施に必要な使用料、機器・備品等の賃借料

(5) 事業の実施に必要な事務用品等の消耗品の購入費

(6) 発送、電話、FAX 等通信運搬費

(7) その他印刷製本・広報に必要な経費

(8) 女性就労支援ホームページの運営及び情報発信ツールに必要な経費

※ジョブカフェあおもり内の業務において発生する施設使用料や光熱費は、管理・運営等に係る委託業務において負担する。

※ ただし、下記の経費は含まない。

- ・ 飲食代
- ・ その他事業と関連性が認められない経費

9 その他の条件等

(1) 業務の遂行

青森県の受託事業であることを理解し、法令を遵守し業務を遂行すること。
また、ジョブカフェあおもりの運営方針等を理解した上で業務を遂行すること。

(2) 個人情報の取り扱い

受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 暴力団の排除

受注者は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。ただし、一部について、あらかじめ書面により知事の承諾を得たときは、この限りではない。

(5) 権利の帰属

本業務により製作された資料等に係る著作権、所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに受注者から県に移転するものとする。

(6) 県への報告及び関連機関との連携

受注者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。

事業の実施にあたっては、女性就労支援のための連絡会議等への参画及び関係機関との連携推進を図ること。

(7) 本業務で提供する就業支援サービスは無料で行うこととし、利用者から金銭を徴収しないものであること。

(8) 本業務については、厚生労働省青森労働局が実施する「若年者地域連携事業」、県が実施する「ジョブカフェあおもり運営・推進事業」と連携を図りながら、より効果的な業務となるようにすること。

(9) 国及び県の事業展開により、新たな業務が加わることがある。

(10) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令等、計画通りの実施が困難となった場合、その代替案等について、青森県商工労働部労政・能力開発課と協議の上、決定するものとする。

(11) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(別記)

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。